

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

期中役員就任者に対する給与

Q : 期中に役員に就任した者に対しては、事前確定届出給与の取扱いはできないのですか？

A : 臨時株主総会等で決議をした日から1ヶ月を経過する日までに届出をすれば、取扱いが認められます。

【解説】

役員に対して、定期同額給与以外の給与を支給しようとする場合には、事前に支給する額を税務署に届け出なければ損金に算入することができません。

この制度を「事前確定届出給与」といいますが、この事前確定届出給与は、役員の職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更など臨時改定事由があった場合において届出書の出し直しができることとなっています。

ところで、役員が期中に就任することが、この臨時改定事由に該当するかどうかですが、これについては、役員の就任も職制上の地位や職務内容について重要な変更があったものとなり、臨時改定事由にあたるとの見解が出されていますので、期中に役員に就任した者に対して、事前確定届出給与を支給する場合には、臨時総会等で決議をした日から1ヶ月を経過する日までにその役員に対する届出書を提出するとともに、その届出どおりの給与を支給すれば、損金算入することが認められることとなります。

